

## 第2部 計画の基本的な考え方

## 第 2 部 計画の基本的な考え方

県は、前節に掲げた理念を実現するために、基本的な方向として次の3つの施策を柱として、具体的な取り組みを行います。

### I 障害のある人の生活の質の向上

- 障害のある人が地域で自分らしい自立した生活をするために、乳幼児期から高齢期までのライフステージにより変化するニーズに応じた、支援体制を構築します。
- 障害のある人の家庭環境も考慮し、障害のある人本意の考えに立って、個人の多様なニーズに対応できる相談支援体制を整備するため、相談支援事業者や福祉団体、地域自立支援協議会の活用など、市町村における相談支援の充実や各種相談支援の総合的な窓口を整備します。
- 障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育を実施するため、就学前においては、福祉・医療・保健機関が連携し早期発見・早期療育につなげ、就学後は子どもの状況に応じた個別の教育支援計画・指導計画を策定するなど一人ひとりの教育ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援学校は地域における特別支援教育のセンター的役割を果たし、福祉や相談支援機関との連携に努めます。
- 障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、居住の場となる住まいの確保が重要です。そのため、地域住民の理解に向けた啓発を図り、グループホームやケアホーム等の地域居住の場を確保することに努めます。また、障害のある人のニーズに対応した公営住宅の整備を行うとともに、民間賃貸住宅の入居に必要な支援を行い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう一般住宅への入居を推進します。
- 重症心身障害児（者）や重度の知的・身体・精神障害のある人が、住み慣れた地域でその家族と安心して暮らすためにはニーズに応じた支援をする体制が必要です。障害のある人やその家族の生活の質の向上を図るために、地域の実情を踏まえながら、ショートステイの充実や医療の必要性が高い人等のニーズに応えるためにも医療ネットワークの構築等について推進するよう努めます。

## II 障害のある人の社会参加と就労の促進

- 障害のある人が安心して地域で暮らし、社会参加を進めていくため、すべてのライフステージを通じて、生きがいや社会参加を促進するスポーツ、芸術文化活動、生涯学習活動など多様な活動に主体的に参加していく環境の整備に努めます。
- 障害のある人が誇りと生きがいを感じながら、地域でいきいきと生活するため、就労を通じた社会参加を実現するとともに、障害のある人がその能力と適正に応じて、可能な限り仕事に就くことができるよう、職場適応に向けた支援や職業能力の習得などの取り組みを行い、職業的自立を図ります。
- 障害のある人が安心して地域で暮らし、生活の質を向上させるためには日中活動や働く場の確保が重要であり、県庁における障害者雇用の充実や県が企業と福祉分野の架け橋となり障害者雇用モデルの確立を図るなど、障害のある人の働く場の開発や障害者雇用にかかる理解の促進を図ります。
- 公的機関による障害者福祉施設や特例子会社など障害者を多数雇用する企業等からの優先的な物品調達や役務調達を行うとともに、民間企業も含めた関係機関による就労に関する様々な体験の場の提供を行い、障害者応援システムづくりを進めます。
- 障害のある人が一人で安心して暮らすための所得保障が必要であり、各種障害者手当や年金等の充実を進めます。

## III 障害のある人の安心の確保

- 障害のある人に対して、適切な保健サービス、医療、リハビリテーション等を実施し、安心の確保を図るとともに、障害の原因となる疾病等の予防、治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図り、障害の早期発見・早期治療を進めます。また、家族・当事者支援としてメンタルケアやカウンセリング等に努めます。
- 障害のある人が地域でいきいきと生活するため、適切な福祉サービス等の支援とあわせて、社会参加を制約する環境要因を取り除く「総合的なバリアフリー」や「合理的配慮」への取り組みを進めます。

- 関係機関と連携し、住宅、道路、公共交通機関、公共空間などのバリアフリー化を進めるとともに、全ての人が自由に活動し、生活できる社会づくりを進めます。
- 防災知識の普及や緊急通報システムの整備、障害者避難対応のマニュアル作成などによる避難誘導等の支援の確立をめざし、障害のある人に配慮した避難所の整備を行うなど関係機関との連携を強化します。また、お話ファックス（警察への相談等）相談体制の一層の充実を行い、障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 障害に対する理解の不足による偏見や誤解をなくすため、**関係機関と連携して、学校、企業、行政の場などでの啓発を進めるとともに**、地域におけるさまざまな交流と参加の場をとおして、心のバリアフリー化を進め、互いに尊重し合う社会を目指します。
- 障害のある人に対する差別や虐待といった権利侵害をなくすため、関係機関と連携し障害のある人の権利擁護のための取り組みを進め、権利侵害のない、安心して暮らすことのできる地域社会づくりに努めます。**